

【令和7年度4月利用分から】 認可外保育施設（証明書交付あり）保育料助成制度のご案内

幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付認定（2号又は3号）を受け、認可外保育施設に入所している児童（3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児）の保護者に対し、子育てのための施設等利用給付費を給付します。港区では、認可外保育施設（証明書交付あり）に入所している児童の保護者の保育料負担の軽減を図るため、子育てのための施設等利用給付費に区独自の助成を上乗せし、認可保育園等保育料と認可外保育施設保育料の差額を助成します。

なお、区民税課税世帯の0～2歳児には、認可保育園等保育料と認可外保育施設保育料との差額を助成します。

1 助成制度の概要

確認項目													
助成 対象者	次の要件すべてを満たす児童と同居する保護者												
	① 港区内に住民登録し居住する児童												
	② 認可外保育施設の保育料を当該保護者が支払っている児童												
	③ 【3～5歳児クラス及び0～2歳児クラス（区民税非課税世帯）の場合】 月の初日から施設等利用給付認定（2号又は3号）又は教育・保育給付認定（2号又は3号）（企業主導型保育事業利用者のみ）を受けている児童 ※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児については、月途中で認定が開始・終了する場合又は月途中で別の区市町村へ転出・転入する場合、施設等利用給付部分のみ、日割り計算を行います。												
	④ 【0～2歳児クラス（区民税課税世帯）の場合】 教育・保育給付認定（2号又は3号）を受けている児童												
	<table><tr><td></td><td>教育・保育給付認定</td><td>施設等利用給付認定</td></tr><tr><td>3～5歳児クラス</td><td>企業主導型保育事業利用者 のみ必要</td><td>必要</td></tr><tr><td>0～2歳児クラス （区民税非課税世帯）</td><td>企業主導型保育事業利用者 のみ必要</td><td>必要</td></tr><tr><td>0～2歳児クラス （区民税課税世帯）</td><td>必要</td><td>—</td></tr></table>		教育・保育給付認定	施設等利用給付認定	3～5歳児クラス	企業主導型保育事業利用者 のみ必要	必要	0～2歳児クラス （区民税非課税世帯）	企業主導型保育事業利用者 のみ必要	必要	0～2歳児クラス （区民税課税世帯）	必要	—
	教育・保育給付認定	施設等利用給付認定											
3～5歳児クラス	企業主導型保育事業利用者 のみ必要	必要											
0～2歳児クラス （区民税非課税世帯）	企業主導型保育事業利用者 のみ必要	必要											
0～2歳児クラス （区民税課税世帯）	必要	—											
	※認定を「求職」で受けている場合、区独自助成の対象となるのは、認可外保育施設に入所し助成開始後3か月までです。 ※企業主導型保育事業利用者は、施設等利用給付認定ではなく、教育・保育給付認定が必要です。												
	⑤ 月の初日に在籍し、月ぎめ契約をしている児童 ※3～5歳児及び区民税非課税世帯の0～2歳児については、月途中からの在籍の場合、施設等利用給付費のみ給付します。												
	⑥ 幼稚園や認証保育所に在籍していない児童												
対象施設	各都道府県（又は区市町村）の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）の交付を受け、各区市町村の確認を受けている施設。 ※証明書の交付の有無については、各都道府県（又は区市町村）のホームページを確認してください。港区外の施設も対象となります。 ※港区の確認を受けている施設については、港区ホームページで確認してください。												
助成金額	認可外保育施設保育料と助成基準額（3～5歳児クラス…97,000 円、0～2歳児クラス…100,000 円）のいずれか低い額と、認可保育園等保育料の差額を助成します。 なお、助成金額に施設等利用給付費（3～5歳児クラス…37,000 円、区民税非課税世帯の0～2歳児クラス…42,000 円）を含みます。 ※3～5歳児クラス又は区民税非課税世帯の0～2歳児クラスの場合、企業主導型保育事業を利用している方は、助成基準額（3～5歳児クラス…97,000 円、0～2歳児クラス（区民税非課税世帯）…100,000 円）から児童育成協会が負担する額を差し引いた額が、新たな助成基準額となります。												
注意事項	本助成金は3か月ごとに申請が必要です。詳細は4ページをご覧ください。												

2 助成期間

次の（１）、（２）の両方に該当する期間を助成期間とします。

※ただし、認定を「求職」で受けている場合、区独自助成の対象となるのは、助成開始後３か月までです。

（１）３～５歳児クラス及び０～２歳児クラス（区民税非課税世帯）の場合

月の初日から施設等利用給付認定（２号又は３号）※３を受けている期間

※１ 月途中で認定が開始・終了する場合、又は月途中で別の区市町村へ転出・転入する場合、施設等利用給付部分（３～５歳児クラス…37,000円、区民税非課税世帯の０～２歳児クラス…42,000円）のみ、日割り計算を行います。

※２ 企業主導型保育事業利用者は、施設等利用給付認定ではなく、教育・保育給付認定が必要です。

※３ 施設等利用給付認定については、別途『子育てのための施設等利用給付認定（２・３号）の申請について』をご確認ください。

０～２歳児クラス（区民税課税世帯）の場合

月の初日から教育・保育給付認定（２号又は３号）※４を受けている期間

※４ 教育・保育給付認定については、別途『子どものための教育・保育給付認定（２・３号）の申請について』をご確認ください。

※５ 助成金を受けたい児童の育児休業を取得している場合は、復職月から助成対象となります。また、育児休業から復職をせず、続けて下の子の産前休暇を取得した場合、上の子も下の子も、復職月から助成対象となります。

（２）月の初日に在籍し、月ぎめ契約をしている期間

※３～５歳児及び区民税非課税世帯の０～２歳児については、月途中からの在籍の場合、施設等利用給付費（３～５歳児クラス…37,000円、区民税非課税世帯の０～２歳児クラス…42,000円）のみ給付します。

3 助成を行わない場合（助成対象の条件に該当しない場合、助成は行いません。）

（１）児童と申請者である保護者が同居していない場合

（２）区民税課税世帯の０～２歳児クラスで、以下のいずれかに該当する場合

- ・上の子の育児休業から、一度も復職せずに下の子の産前休暇を取得した場合
- ・認可保育園等の入所内定後、内定園の「内定辞退届」を定められた期限を過ぎて提出した場合

（３）教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合

（４）認可外保育施設に対して保育料の支払いをしていない場合（保育料未納、休園等）

（５）月初から月末までの間、保育を受けない場合

（６）認可保育園等に在籍している場合

（７）幼稚園等に在籍している場合

（８）認証保育所に在籍している場合

（９）現況届等必要書類が提出されていない場合

（１０）偽りその他不正な手段により助成の申請があった場合

4 助成金額

認可外保育施設保育料と助成基準額（３～５歳児クラス…97,000円、０～２歳児クラス…100,000円）のいずれか低い額と、認可保育園等保育料の差額を助成します。助成金額には施設等利用給付費（３～５歳児クラス…37,000円、区民税非課税世帯の０～２歳児クラス…42,000円）を含みます。

<助成の詳細>

（１）児童が標準時間（短時間）認定を受けている場合は、標準時間（短時間）の認可保育園等保育料との差額を助成します（０～２歳児クラス（区民税課税世帯）の第１子のみです。第２子以降の港区認可保

育園等保育料は無料です)。認可保育園等保育料については、当該年度の『保育園入園のご案内』の保育料のページをご覧ください。

- (2) 助成対象金額は月ぎめ基本保育料のみです(日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、延長保育料、教材費、英会話等の講習費、入会金、年会費、おむつ代及び個人的な経費は含みません)。
- (3) 助成の対象として審査する保育時間は、最大限保育を利用できる時間です。**休園日は含まれません。**
- (4) 認可外保育施設保育料が認可保育園等保育料よりも低い場合、助成は行いません。
- (5) 施設等利用給付費(3～5歳児クラス…37,000円、区民税非課税世帯の0～2歳児クラス…42,000円)は、月途中で認定が開始・終了した場合、又は月途中で別の区市町村へ転出・転入した場合には、その月の認定日数に応じて日割り計算を行います。
- (6) 認定を「求職」で受けている場合、区独自助成の対象となるのは、助成開始後3か月までです。再度の「求職」の認定を受けても、区独自助成は対象となりません。

助成額算定の例

<例1> 3歳児クラス 認可外保育施設保育料 140,000円、 認可保育園等保育料 0円(無償化対象児童) ① 認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 97,000円 ② 認可保育園等保育料 0円 ①-②助成金額 97,000円 (内訳) 施設利用給付費(国制度) 37,000円 区独自助成 60,000円	<例2> 3歳児クラス 認可外保育施設保育料 80,000円、 認可保育園等保育料 0円(無償化対象児童) ① 認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 80,000円 ② 認可保育園等保育料 0円 ①-②助成金額 80,000円 (内訳) 施設利用給付費(国制度) 37,000円 区独自助成 43,000円
<例3> 1歳児クラス(第1子) 認可外保育施設保育料 140,000円、 認可保育園等保育料 30,700円(D10階層標準) ① 認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 100,000円 ② 認可保育園等保育料 30,700円 ①-②助成金額 69,300円	<例4> 1歳児クラス(第1子) 認可外保育施設保育料 80,000円、 認可保育園等保育料 30,700円(D10階層標準) ① 認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 80,000円 ② 認可保育園等保育料 30,700円 ①-②助成金額 49,300円
<例5> 1歳児クラス(第2子) 認可外保育施設保育料 140,000円、 認可保育園等保育料 0円(第2子無料) ① 認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 100,000円 ② 認可保育園等保育料 0円 ①-②助成金額 100,000円	<例6> 1歳児クラス(第2子) 認可外保育施設保育料 80,000円、 認可保育園等保育料 0円(第2子無料) ① 認可外保育施設保育料と助成基準額のいずれか低い額 80,000円 ② 認可保育園等保育料 0円 ①-②助成金額 80,000円

5 保育コンシェルジュによる相談(予約制)

初めて認可外保育施設保育料助成制度を申請する方に向けて、保育コンシェルジュが制度の概要(保育の必要性の認定、助成対象者、助成金額等)や申請方法について相談に応じます。

- (1) 相談方法 ・対面(各地区総合支所)
・電話(ご予約の日時に保育コンシェルジュから電話します。)
- (2) 相談日時 平日の以下の時間帯(お住まいの地区で相談可能な曜日が異なります。詳しくは港区公式ホームページをご確認ください。)
①午前9時15分～ ②午前10時30分～ ③午後1時15分～ ④午後2時30分～
- (3) 予約方法 みなと母子(親子)手帳アプリ(下記の二次元コードを読み取ってください。)にて希望する日時が含まれる時間帯を予約してください。(スマートフォンをお持ちでない方は、電話で予約することができます。(03(3578)2851))

保育コンシェルジュのご案内
港区公式ホームページ



みなと母子(親子)手帳アプリ
公式サイト



6 申請手続き

(1) 申請書類（港区指定の書式で提出してください。）

次の①・②の書類を**3か月ごと**に提出してください。港区ホームページからダウンロードができます。

① 港区認可外保育施設保育料補助金交付申請書兼請求書（申請者が記入）

※申請者は、原則として認可外保育施設の保育料を支払っている保護者です。

※振込口座は、申請者と同一名義の口座としてください。

② 特定子ども・子育て支援の提供に係る提供兼納入証明書（保育施設が記入）

※②は認可外保育施設に作成を依頼した上で、申請者が確認のうえご提出ください。

認可外保育施設保育料
助成制度
(証明書交付あり)



(2) 提出先

<持参の場合> ・港区役所（本庁舎7階）保育課保育支援係の窓口
・各地区総合支所区民課保健福祉係の窓口

※窓口にてご提出いただいた場合も、その後の審査で書類が不備となる可能性があります。
不備により再提出となり提出期限を過ぎた場合、支払時期が遅れますので予めご了承ください。

<郵送の場合> 〒105-8511（住所不要） 港区役所保育課保育支援係

※封筒に「認可外保育施設保育料助成金申請書類在中」と明記してください。

※郵便事故等による書類の遅れや不着については、一切の責任を負いません。

※郵便の到着確認の問い合わせには回答できません。

【申請書類簡易チェックシート】※下記以外にも書類が不備となる場合はございます。

・両書類共通

☐ 修正テープや修正液は使用していませんか

☐ フリクションペンは使用していませんか

・港区認可外保育施設保育料補助金交付申請書兼請求書

☐ 申請者氏名と口座名義人は同一ですか

☐ 2か所（申請者欄・欄外右上）に同一の印またはサインがありますか

☐ 振込先口座の口座番号欄は7桁の記載になっていますか

・特定子ども・子育て支援の提供に係る提供兼納入証明書

☐ 原本ですか（コピー不可）

☐ 訂正箇所には、右下の施設印と同印の印が押印されていますか

(3) 提出期間

認可外保育施設利用月	提出期間 ※1	支払時期 ※2・3
4 月 ～ 6 月 利用分	7月1日～15日（利用月と同一年度）	8月末まで
7 月 ～ 9 月 利用分	10月1日～15日（利用月と同一年度）	11月末まで
10 月 ～ 12 月 利用分	1月4日～15日（利用月と同一年度）	2月末まで
1 月 ～ 3 月 利用分	4月1日～15日（利用月の翌年度）	5月末まで

※1 提出期間の開始日又は終了日が土日祝日の場合は、翌営業日が開始日又は終了日となります。提出期間が過ぎた後でも、利用月から2年間は申請が可能です。

※2 提出期間後の提出や書類に不備があった場合、支払時期が遅れる場合があります。

※3 振込先の金融機関によっては、入金タイミングが異なる場合があります。

7 問合せ先

<認可外保育施設（証明書交付あり）保育料助成制度の手続き>

子ども家庭支援部 保育課 保育支援係 03（3578）2428

<認可保育園等の入所申込み、教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定（2号又は3号）の手続き>

各地区総合支所 区民課 保健福祉係

・芝地区 03（3578）3161 ・麻布地区 03（5114）8822 ・赤坂地区 03（5413）7276

・高輪地区 03（5421）7085 ・芝浦港南地区（台場地区を含む） 03（6400）0022